

## 令和4年度 第3回鹿屋市農業委員会総会議事録

1 日 時：令和4年6月23日（木） 午前9時から午前10時10分

2 場 所：鹿屋市役所7階大会議室

### 3 委 員

出	新原 晃憲	出	畠井 孝二	出	藏ヶ崎 俊光	出	上野 輝男
出	大園 和幸	出	西ノ原 敏男	出	郷原 實行	出	福元 康光
出	寺下 幸弘	出	田中 次男	出	堀之内 節子	出	木場 夏芳
出	中塩屋 均	出	田村 利秋	出	泊 義秋		
出	園田 誠	出	有村 隆	出	村山 みつ子		
出	倉田 雪男	出	榎原 辰夫	出	本田 淳子		

### 推進委員

出	鶴田 勉	出	西元 貞幸	欠	中牧 龍次	出	立元 和揮
出	永山 智哉	出	谷口 芳久	出	細川 健一	出	入佐 哲朗
出	持増 正	出	中尾 明德	出	矢野 嘉彦	欠	川崎 守
出	垣内 直人	出	上穂木 紀順	出	松元 渡		
欠	徳田 潤一	欠	有馬 研一	出	本村 ヤス子		
出	高田 裕幸	出	森園 浩美	出	楠園 隆幸		

### 4 部外者出席

農 政 課 担い手育成係 主査 宮城 友美

### 5 事務局職員

局 長	西迫 博
次長兼農地係長	税所 篤行
主幹兼振興係長	上之脇 秀輝
主 査	池畑 信幸
主 査	下仮屋 重博
主任主事	久木田 郁香
主 査	凶師 竜太（輝北総合支所産業建設課）
主 査	鳥巢 良和（串良総合支所産業建設課）
主 査	下川路 茂（吾平総合支所産業建設課）

## 6 総会日程〔議事〕

- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について
- ・農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
- ・農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
- ・非農地証明について
- ・農地移動適正化あっせん申出について
- ・農地利用最適化推進委員の辞職について
- ・行動する鹿屋市農業委員会の確立に向けた取組方針の具体案について
  - その一 令和三年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
  - その二 令和四年度の最適化活動の目標及びその達成に向けた活動計画について
- ・農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について  
〔その他〕
- ・鹿屋市農業委員会憲章の改定について
- ・農地利用最適化推進委員の募集について
- ・公務災害補償制度について

## 7 議事経過 別紙のとおり

## 8 署名委員 園田 誠 委員 ・ 畠井 孝二 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和4年度 第3回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和4年6月23日(木) 開会 午前9時 閉会 午前10時10分

鹿屋市役所7階大会議室

(開会)

局長 皆さん、ご起立ください。姿勢を正してください。「一同礼」着席してください。

議長 ただいまから、令和4年度第3回鹿屋市農業委員会総会を開会します。  
事務局長に委員の出席状況を報告させます。

局長 本日の、欠席は、ありません。なお、泊委員、中塩屋委員は途中で退席されます。  
出席委員数は、21名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告します。  
なお、推進委員の欠席は徳田委員・有馬委員・中牧委員・川崎委員の4名です。鹿屋市農業委員会規則第13条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以降の議事の進行は、木場会長にお願いします。

議長 鹿屋市農業委員会規則第31条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号5番の園田委員と、7番の畠井委員を指名します。本日の会議書記は、事務局職員の池畑主査を指名します。

議長 これより議事に入ります。1頁、議案第20号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第20号については、1頁から62頁です。初めに利用権設定について、2頁で説明します。

公告年月日は、令和4年6月24日です。合計面積は、24万2千523㎡、うち更新分10万6千101㎡、内訳、田7万7千697㎡、畑16万4千826㎡です。利用権を設定する者86人、設定を受ける者56人です。始期は、いずれも令和4年7月1日です。期間は、6か月、1年、3年、5年、6年、10年です。

次の3頁から44頁は、設定期間、権利区分及び設定内容別です。

初めに3頁です。1番は、設定期間が6か月です。1番は、使用貸借権で新規設定。

次の2番から4頁の4番までは、設定期間が1年です。2番は、賃借権で再設定。

次に、4頁、3番、4番は、賃借権で再設定。

次に、5頁、5番から9頁の14番までは、設定期間が3年です。5番は、使用貸借権で新規設定。6番は、賃借権で新規設定。

次に、6頁、7番、8番は、賃借権で再設定。

次に、7頁、9番、10番は、賃借権で再設定。

次に、8頁、11番は、賃借権で再設定。12番は、使用貸借権で再設定。

次に、9頁、13番、14番は、賃借権で再設定。

次に、10頁、15番から25頁の44番までは、設定期間が5年です。15番は、賃借権で新規設定。16番は、使用貸借権で新規設定。

次に、11頁、17番、18番は、賃借権で新規設定。

次に、12頁、19番、20番は、賃借権で新規設定。

次に、13頁、21番、22番は、賃借権で新規設定。

次に、14頁、23番、24番は、賃借権で新規設定。

次に、15頁、25番、26番は、賃借権で新規設定。

次に、16頁、27番は、使用貸借権で新規設定。28番は、賃借権で新規設定。

次に、17頁、29番、30番は、賃借権で新規設定。

次に、18頁、31番、32番は、賃借権で新規設定。

次に、19頁、33番、34番は、賃借権で再設定。

次に、20頁、35番、36番は、賃借権で再設定。

次に、21頁、37番、38番は、賃借権で再設定。

次に、22頁、39番、40番は、賃借権で再設定。

次に、23頁、41番は、賃借権で再設定。

次の42番から25頁の44番までは、議事参与の制限にあたりますので、後ほど一括して説明します。

次に、25頁、次の45番から31頁の56番までは、設定期間が6年です。

次の45番は、使用貸借権で新規設定。

次に、26頁、46番、47番は、賃借権で新規設定。

次に、27頁、48番は、賃借権で新規設定。49番は、賃借権で再設定。

次に、28頁、50番、51番は、賃借権で再設定。

次に、29頁、52番、53番は、賃借権で再設定。

次に、30頁、54番から31頁の56番までは、議事参与の制限にあたりますので、後ほど一括して説明します。

次に、31頁、次の57番から44頁の81番までは、設定期間が10年です。57番は、賃借権で新規設定。

次に、32頁、58番、59番は、賃借権で新規設定。

次に、33頁、60番、61番は、賃借権で新規設定。

次に、34頁、62番、63番は、賃借権で新規設定。

次に、35頁、64番は、賃借権で新規設定。65番は、使用貸借権で新規設定。

次に、36 頁、66 番は、使用貸借権で新規設定。67 番は、賃借権で新規設定。

次に、37 頁、68 番、69 番は、賃借権で新規設定。

次に、38 頁、70 番、71 番は、賃借権で新規設定。

次に、39 頁、72 番、73 番は、賃借権で新規設定。

次に、40 頁、74 番は、賃借権で新規設定。

次に、41 頁、75 番、76 番は、賃借権で新規設定。

次に、42 頁、77 番は、賃借権で新規設定。78 番は、賃借権で再設定。

次に、43 頁、79 番、80 番は、賃借権で再設定。

次に、44 頁、81 番は、賃借権で再設定。以上です。

議 長 ただいま事務局から説明がありました、3 頁から 44 頁までの 81 件の利用権設定ですが、23 頁の 5 年もの 42 番から 25 頁の 44 番までと、30 頁の 6 年もの 54 番から 31 頁の 56 番までが鹿屋市農業委員会規則第 26 条の規定に基づく、議事参与の制限にあたりますので、福元副会長に退席をいただき審議します。

(福元副会長：退席)

事務局の説明をお願いします。

上之脇 23 頁の 42 番から 25 頁の 44 番及び 30 頁の 54 番から 31 頁の 56 番までは、借人福元副会長の経営する法人が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 福元副会長に係る 5 年もの 3 件と 6 年もの 3 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(福元副会長：着席)

福元副会長に係る案件は、申請どおり許可と決定いたしました。

次に残りの 75 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、45 頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転について」を議題とします。  
事務局の説明をお願いします。

上之脇 所有権移転について、45 頁から 47 頁です。45 頁で説明します。公告年月日は令和 4 年 6 月 24 日、合計面積は、9 千 643 ㎡で、うち田 2 千 683 ㎡、畑 6 千 960 ㎡です。所有権を移転する者 4 人、所有権の移転を受ける者 3 人です。46 頁をご覧ください。1 番から 47 頁の 4 番までは、全て所有権移転協議が成立したものです。お目通し願います。以上です。

議 長 　ただいま説明がありました所有権移転協議が成立したもの4件です。ご異議ありませんか。  
「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、48頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 　中間管理権設定につきましては、48頁から62頁です。48頁で説明します。公告年月日は、令和4年6月24日です。合計面積は、8万280㎡で、うち、田3万4千168㎡、畑4万6千112㎡です。利用権を設定する者25人、利用権の設定を受ける者18人で、全て新規設定です。始期は、令和4年7月1日で、期間は5年及び10年です。

49頁をご覧ください。公社から借人への転貸設定です。次の1番から51頁の5番までは、設定期間が5年です。1番は、賃借権。2番は、使用賃借権。

次に、50頁、3番、4番は、賃借権。

次に、51頁、5番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明します。

次の6番から62頁の26番までは、設定期間が10年です。6番は、賃借権。

次に、52頁、7番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明します。8番は、賃借権。

次に、53頁、9番、10番は、賃借権。

次に、54頁、11番は、使用賃借権。12番は、賃借権。

次に、55頁、13番、14番は、賃借権。

次に、56頁、15番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので、後ほど説明します。16番は、賃借権。

次に、57頁、17番は、賃借権。

次に、58頁、18番、19番は、賃借権。

次に、59頁、20番、21番は、賃借権。

次に、60頁、22番、23番は、賃借権。

次に、61頁、24番、25番は、賃借権。

次に、62頁、26番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので、後ほど説明します。以上です。

議 長 　ただいま説明がありました、49頁から62頁までの中間管理権設定26件ですが、51頁の5年もの5番と、52頁の10年もの7番が、議事参与の制限にあたりますので、福元副会長に退席をいただき審議します。

(福元副会長：退席)

事務局の説明をお願いします。

上之脇 51 頁の 5 番及び 52 頁の 7 番は、借人及び貸人福元副会長の経営する法人が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 福元副会長に係る 5 年もの 1 件と 10 年もの 1 件です。ご異議ありませんか

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(福元副会長：着席)

福元副会長に係る案件は、申請どおり許可と決定いたしました。

次に、56 頁の 10 年もの 15 番が、農業委員会の取決め制限にあたりますので、本村委員に退席をいただき審議します。

(本村委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

上之脇 56 頁の 15 番は、借人本村委員が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 本村委員に係る 10 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(本村委員：着席)

本村委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、62 頁の 10 年もの 26 番が農業委員会の取決め制限にあたりますので、入佐委員に退席をいただき審議します。

(入佐委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

上之脇 62 頁の 26 番は、借人入佐委員が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 入佐委員に係る 10 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(入佐委員：着席)

入佐委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

議 長 次に残りの 22 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、63 頁、議案第 21 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 21 号につきましては、63 頁から 66 頁です。今回は、所有権移転 14 件です。

初めに、63 頁です。1 番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明します。2 番は、田及び畑 1 千 70 m<sup>2</sup>の売買です。3 番は、畑 871 m<sup>2</sup>の売買です。4 番は、畑 4 千 932 m<sup>2</sup>の贈与です。5 番は、畑 738 m<sup>2</sup>の売買です。

次に、64 頁です。6 番は、田 2 千 218 m<sup>2</sup>の売買です。7 番は、畑 7 千 188 m<sup>2</sup>の売買です。8 番は、田及び畑 6 千 457 m<sup>2</sup>の売買です。

次に、65 頁です。9 番は、田 3 千 94 m<sup>2</sup>の売買です。10 番は、畑 123 m<sup>2</sup>の売買です。11 番は、畑 472 m<sup>2</sup>の売買です。

次の 12 番から 66 頁の 14 番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま説明がありました、63 頁から 66 頁までの「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」の 14 件ですが、63 頁の 1 番が、議事参与の制限にあたりますので、福元副会長に退席をいただき審議します。

(福元副会長：退席)

事務局の説明をお願いします。

上之脇 63 頁の 1 番は、譲受人福元副会長が所有権移転の贈与を受けるもので、農地法第 3 条第 2 項の要件を満たしていると考えます。

議長 福元副会長に係る案件 1 件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(福元副会長：着席)

福元副会長に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

それでは、調査がなされていますので、65 頁 12 番から 66 頁 14 番までを持増委員に、報告をお願いします。

持増 推進委員の持増です。去る 6 月 15 日、記載の委員 2 名と事務局で、農地法第 3 条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

まず、65 頁の 12 番ですが、市外取得の調査です。申請者は市外の方で、申請地を兄弟から譲り受けるもので、白水町の住宅に、農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、取得する農地には甘藷を作付けするとのことでした。

次に、13番ですが、下限面積の調査です。申請者は市内の方で、農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、取得する農地には、大浦町の農地も畑として耕作し、野菜を作付けするとのことでした。

次に、66頁の14番ですが、下限面積・農業開始の調査です。申請者は市内の方で、申請地を父から譲り受けるもので、農作業に必要な農機具等を所有しているほか、親戚から借り受けることとしておりました。今回、取得する農地には甘藷を作付けするとのことでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められ、また下限面積も超えることから、農地法第3条第2項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 ただいま、説明、報告がありました13件につきまして、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、67頁、議案第22号「農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第22号につきましては、67頁です。今回は、1件です。1番は、管理舎、ロール置場を整備するもので、農地区分は「農用地利用計画指定用途」です。なお、令和3年度第11回総会で審議済です。以上です。

議長 ただいま、説明がありました1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、68頁、議案第23号「農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第23号につきましては、68頁から71頁です。

68頁をご覧ください。まず、1番は、駐車場を整備するもので、農地区分は3の5です。

2番は、資材置き場を整備するもので、農地区分は3の5です。

3番は、宅地を分譲するもので、農地区分は3の5です。

4番は、駐車場を整備するもので、農地区分は3の5です。

次に、69頁、5番は、建築条件付土地、通路を整備するもので、農地区分は3の4です。

6番は、保育所を整備するもので、農地区分は1の7です。なお、令和3年度第9回総会で審議済です。

7番は、使用貸借権を設定し、一般住宅、進入用道路を整備するもので、農地区分は1の3です。なお、令和3年度第8回総会で審議済です。

次に、70 頁、8 番から 71 頁の 14 番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま、事務局から説明しましたが、調査がなされていますので、70 頁 8 番、9 番を榎原委員に、70 頁 10 番、11 番と 71 頁 12 番を寺下委員に、71 頁 13 番、14 番を園田委員に報告をお願いします。

榎原 議席番号 12 番の榎原です。去る 3 月 14 日、記載の委員 2 名と事務局で農地法第 5 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、70 頁の 8 番ですが、申請地は J A 鹿児島きもつき大始良支所の北東に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されていることから、第 1 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に 9 番ですが、申請地は 8 番の隣接地となり、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されていることから、第 1 種農地と判断されます。申請者は市外の法人で、申請地に作業所兼倉庫を整備する計画です。申請地の面積が 860 m<sup>2</sup>で既存施設の面積 1,721.32 m<sup>2</sup>の 2 分の 1 を超えないことから、第 1 種農地の許可要件である「既存施設の拡張」に該当すると判断しました。

以上、8 番及び 9 番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

寺下 議席番号 3 番の寺下です。去る 6 月 14 日、記載の委員 2 名と事務局で農地法第 5 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、70 頁の 10 番ですが、申請地は上田崎市営団地の西に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがあることから、第 1 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に 11 番ですが、申請地は川西簡易郵便局の南東に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりはなく、土地改良事業も未施行であることから、第 2 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅、駐車場を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に 71 頁の 12 番ですが、申請地はかのや東病院の南東に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されていることから、第 1 種農地と判断されます。申請者は市外の法人で、申請地に建売住宅を整備する計画です。周辺は、集落につな

がる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上、10番から12番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

園 田 議席番号5番の園田です。去る6月15日、記載の委員2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、71頁の13番ですが、申請地は肝属地区清掃センターの東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりはなく、土地改良事業も未施行であることから、第2種農地と判断されます。申請者は市内の法人で、申請地に牛舎を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に14番ですが、申請地は申良農村環境改善センターの南東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されていることから、第1種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に資材置場、駐車場を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上、13番及び14番は、排水対策も十分に行う計画であり、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま説明、報告がありました、許可申請14件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、72頁、議案第24号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第24号につきましては、72頁から77頁です。72頁で説明します。右下の表をご覧ください。今回は5件で、畑7筆、その他2筆となっております。対象面積の計は1万5千843.54㎡で、畑が1万758.5㎡、その他が5千85.04㎡となっております。

次の73頁から77頁は、付近見取図及び施設配置計画図となっております。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明しましたが、72頁の1番が、議事参与の制限にあたりますので、中塩屋委員に退席をいただき審議します。

(中塩屋委員：退席)

調査がなされていますので、72頁1番を有村委員に報告をお願いします。

有 村 議席番号11番の有村です。去る6月14日に、記載の委員2名と事務局で農業振興地域整備計画の変更にかかる現地調査を行いましたので報告いたします。

72 頁をご覧ください。1 番ですが、周辺図等は 73 頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申請人は市内の農家で、申請地に農業用倉庫を整備する計画です。申請地は小野原町公民館の北西に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、農用地区域内農地です。申請内容が農業用施設の建築であり、用途変更の面積が 2a 未満であることから、農業用施設届出書の提出のみで転用許可は不要であると判断しました。

以上、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、用途変更は支障がないと判断しました。

議長 中塩屋委員に係る 1 件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

(中塩屋委員：着席)

中塩屋委員に係る案件は、申請どおり許可意見と決定しました。

引き続き、72 頁 2 番、3 番までを有村委員に、72 頁 4 番、5 番を鶴田委員に、報告をお願いします。

有村 議席番号 11 番の有村です。去る 6 月 14 日に、記載の委員 2 名と事務局で農業振興地域整備計画の変更にかかる現地調査を行いましたので報告いたします。

まず、2 番ですが、周辺図等は 74 頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申請人は市内で畜産業を営む法人で、申請地に豚舎及びその付帯施設を建築する計画です。申請地は吉ヶ別府運動公園の南東に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、農用地区域内農地です。申請内容が農業用施設の建築であることから、許可基準の「農用地利用計画指定用途」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 3 番ですが、周辺図等は 75 頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申請人は市外の農業協同組合で、申請地に堆肥舎を建築する計画です。申請地は市成出張所の北に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、農用地区域内農地です。申請内容が農業用施設の建築であることから、許可基準の「農用地利用計画指定用途」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

以上、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、用途変更は支障がないと判断しました。

鶴田 推進委員の鶴田です。去る 6 月 14 日に、記載の委員 2 名と事務局で農業振興地域整備計画の変更にかかる現地調査を行いましたので報告いたします。

72 頁をご覧ください。まず 4 番ですが、周辺図等は 76 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の方で、申請地に一般住宅を建築する計画です。申請地は旭原郵便

局の西に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、第1種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の「集落接続施設」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に5番ですが、周辺図等は77頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は県外の法人で、申請地に携帯電話基地局を建築する計画です。申請地は鹿屋内陸工業団地の北東に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、第1種農地です。認定電気通信事業者が中継基地を設置するものであることから、転用の許可は不要であると判断しました。

以上、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外は支障がないと判断しました。

議長 ただいま、説明、報告があった4件につきましては、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に、78頁、議案第25号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第25号につきましては、78頁から79頁です。今回は5件です。

次の78頁の1番から79頁の5番までについては、記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま、事務局から説明しましたが、調査がなされていますので、78頁1番から4番までを大園委員に、79頁5番を持増委員に報告をお願いします。

大園 議席番号2番の大園です。去る6月15日、記載の委員2名と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

78頁の1番ですが、申請地は、市成出張所の北東に位置し、平成7年頃から隣接する住宅の庭の一部及び駐車場として利用しているとのことでした。土地の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に2番ですが、申請地は、細山田小学校の北西に位置し、昭和60年頃から隣接する住宅の倉庫の一部としてブロック塀を積み、また、庭の一部として利用しているとのことでした。土地の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に3番ですが、申請地は、東地区学習センターの南東に位置し、平成13年頃から申請人が経営する法人の倉庫を設置し、また、山林化しているとのことでした。土地の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に4番ですが、申請地は、吾平小学校の南西に位置し、平成2年頃から住宅の敷地として利用しているとのことでした。土地の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

持 増 推進委員の持増です。去る6月15日、記載の委員2名と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

79頁の5番ですが、申請地は、霧島ヶ丘公園の西に位置し、鹿屋市の道路拡張事業により大部分が道路敷地として収用され、平成14年頃から隣接する住宅の進入路の一部として利用されているとのことでした。土地の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告がありました5件については、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に、80頁、議案第26号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第26号につきましては、80頁から81頁です。今回新たに、譲渡希望が80頁の1番から5番までの5件で、1番につきましては、以前、賃貸借のあっせん申し出を行っていましたが、併せて譲渡の方もあっせん希望ということです。次に、賃貸借希望が81頁1番から8番までの8件ですので、お目通しください。以上です。

議 長 ただいま、事務局から新たな申出農用地について説明がありました。これらの案件は、議長からあっせん委員の指名をしますが、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、あっせん委員を指名します。

80頁、土地の所有者からの譲渡希望の、1番を寺下委員と持増委員に、2番を福元副会長と入佐委員に、3番を榎原委員と森園委員に、4番を畠井委員と西元委員に、5番を榎原委員と森園委員に、お願いします。

81頁、賃貸借希望の1番を堀之内委員と矢野委員に、2番を藏ヶ崎委員と中牧委員に、3番を大園委員と永山委員に、4番の新川町を郷原委員と細川委員に、4番の川東町と5番を畠井委員と西元委員に、6番を藏ヶ崎委員と中牧委員に、7番を郷原委員と細川委員に、8番の旭原町を寺下委員と持増委員に、8番の串良町有里を田村委員と上穂木委員に、お願いします。

次に、82 頁、議案第 27 号「農地利用最適化推進委員の辞職について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

次 長 推進委員の楠園隆幸氏から、一身上の都合により、令和 4 年 5 月 31 日をもって、鹿屋市農地利用最適化推進委員を辞職したい旨の申し出があったところです。以上で説明を終わります。

議 長 ただいま事務局から説明がありましたが、推進委員の辞職については、鹿屋市農業委員会規則第 9 条に基づき、会長が総会の議決を経て許可することとなっていますので、辞職を承認してよろしいですか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、楠園委員の辞職については、承認いたします。

次に、83 頁、議案第 28 号「行動する鹿屋市農業委員会の確立に向けた取組方針の具体案について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

次 長 議案第 28 号行動する鹿屋市農業委員会の確立に向けた取組方針の具体案について、ご説明します。

まず、83 頁の、その 1、令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてです。1 の農業の概要については、大隅地域の農業の値となります。昨年度とは、耕地面積が 9,870ha から 9,730ha に変更となっています。2 の農業委員会の現在の体制については、変更はありません。

次に 84 頁、担い手への農地の利用集積・集約化については、集積実績が 3,893ha で達成率 99.36% でほぼ目標と同程度の実績でした。

次に 85 頁、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進については、13 名の新規参入者があったところです。

次に、86 頁、遊休農地に関する措置に関する評価については、農家の高齢化や鳥獣被害等により、遊休農地面積が 409ha で、昨年度より 33ha 増加しました。

次に 87 頁、違反転用については、3 年度は県に報告した違反転用は無く、2 年度以前に発生した違反転用について引き続き、是正の手続を行っているところです。

次に 88 頁、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検について、1 の農地法第 3 条に基づく許可事務は、1 年間の受付件数が 290 件、許可件数が 290 件で申請からの処理期間が 23 日という結果です。

2 の農地転用に関する事務は、275 件で申請からの処理期間が 48 日という結果です。

次に、89 頁、3 の農地所有適格法人からの報告への対応は、93 法人でした。4 の情報の提供は、賃貸借件数が 1,330 件、権利移動件数が 138 件、農地台帳面積が 9,730ha となりまし

た。

次に、90 頁、地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容は、ありませんでした。事務の実施状況の公表については、ホームページで公表しています。

次に、91 頁から 93 頁までの、その 2 令和 4 年度の目標及びその達成に向けた活動計画については、5 月の総会の際に承認していただきました、農地の集積目標 209.8ha 遊休農地の解消 14.62ha、新規参入者数、最適化活動の活動目標日数 10 日などの数値を記載し目標にしております。以上で説明を終わります。

議 長 ただいま、事務局から説明がありました。その 1、その 2 を一括して審議します。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、原案どおり承認することとします。

次に、94 頁、「農地法第 18 条第 6 項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

上之脇 資料 94 頁をご覧ください。合意解約につきましては、94 頁から 105 頁です。今回は 22 件で、これらは全て、記載のとおり農地法第 18 条第 6 項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。お目通し願います。以上です。

議 長 ただいまの報告のとおり、94 頁から、105 頁まで 22 件の合意解約です。報告しておきます。

以上で、第 3 回総会に付議された議案等の審議は全て終了しました。次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。

なければ、鹿屋市農業委員会憲章の改定について事務局からお願いします。

上之脇 資料 106 頁をご覧ください。鹿屋市農業委員会憲章の改定については、106 頁から 107 頁です。

まず 106 頁の「鹿屋市農業委員会憲章の改定前後表」に改定前と改定後を記載しております。改定前の鹿屋市農業委員憲章は、平成 25 年 1 月 1 日の制定から、現在まで定めておりましたが、平成 25 年、当時の制度状況から憲章冒頭に「鹿屋市農業委員は」と始まっており、現在の農地利用最適化推進委員が触れられていないことと、既に平成 28 年度全国農業委員会会長大会採択として、「農業委員会憲章」として改定されていることにこの度気付き、「鹿屋市農業委員会憲章」としての改定を今回第 3 回総会において報告させていただきます。なお、制定日については、令和 4 年 7 月 1 日とさせていただきます、総会資料表紙裏面への改定後の憲章の記載については、次回第 4 回総会からとさせていただきます。以上です。

議 長 次に、農地利用最適化推進委員の募集について、事務局からお願いします。

次 長 資料の 108 頁をお開きください。農地利用最適化推進委員の募集についてご説明します。

このことについては、先程の議案 27 号で承認された農地利用最適化推進委員の辞職に伴い新たに推進員の募集するものです。農地利用最適化推進委員の募集についてです。ここに掲載している内容で、広報かのかや 7 月 13 日号と鹿屋市ホームページに掲載し、推進委員 1 人の募集をします。募集期間は 7 月 13 日から 8 月 12 日までの 31 日間で、申請については、3 種類の推薦又は応募により申請ができます。その他、提出先、公表等は、資料でご確認ください。選考については、最後の方に記載しておりますが、選考委員会を開催していただき、8 月の総会で新たな委員を委嘱していただければと思います。以上で説明を終わります。

議 長 次に、公務災害補償制度について、事務局からお願いします。

上之脇 公務災害補償制度についてご説明します。お手元に配布してあります緑色のパンフレットをご覧ください。この保険は、全国農業会議所を保険契約者とし、農業委員・推進委員のみなさまを被保険者とする団体保険です。被保険者である委員のみなさまが、公務従事中に事故等にあった場合に保険金が支払われるものです。つきましては、毎年 1 回、保険の手続きをしております。保険期間は、毎年 10 月 1 日からの 1 年間になります。保険料は A 型の 1,000 円、補償内容は、死亡が 660 万円、後遺障害が 26 万 4 千円から 660 万円、入院保険が、日額 5,000 円、通院が 3,000 円となっていますので、詳細については、のちほどお目通しください。なお、保険料につきましては、令和 4 年 10 月から 1 年分の掛金を 7 月分の報酬で引き去りますので、ご承知おき願います。以上です。

議 長 ただいま、事務局から「鹿屋市農業委員会憲章の改定について」、「農地利用最適化推進委員の募集について」及び「公務災害補償制度について」の 3 件について説明がありましたがご意見、ご質問はございませんか。ほかにありませんか。

次 長 それでは、続いて記録簿の記載例についてご説明いたします。お手元に配布しました記録簿の記載例をご覧ください。5 月の総会時に活動記録簿について記入の仕方など、ご説明しましたが、もう少し詳しく説明してほしいとご要望があったので、今回、より多くの記載例を作成しました。参考にさせていただきたいと思います。

次に、お手元に配布しました緑区分農地リストについてご説明します。昨年、調査していただいた緑区分の農地について、調査区域ごとに地番、所有者などのリストを作成しました。表の右側に委員のお名前を記載していますが、左側がリストを提出していただいた委員名です。担当区域の委員、推進委員連携を図り、リストをご活用いただき 5 年間で緑区分の解消に努めていただければと存じます。以上です。

議 長 それでは、私から、5 月 31 日に東京都、渋谷公会堂で行われた、令和 4 年度全国農業委員会会長大会及び地元選出国會議員への要請活動に、私と局長が出席しましたので、概要を報告いたします。全国農業委員会会長大会には、鹿児島県から各市町の会長、事務局、県農業

会議職員の29名が参加しました。会長大会に先立ち開催された「全国農業新聞・農業委員会だより」全国コンクール表彰式では、鹿児島県から、南種子町農業委員会と、喜界町農業委員会が、で表彰されました。会長大会では、

第1号議案の「持続可能な農業・農村を創るための政策提言」

第2号議案の「地域の農地を活かし、持続可能な農業・農村を創る全国運動」

第3号議案の「情報提供活動」の一層の強化に関する申し合わせ決議

第4号議案の「令和4年度全国農業委員会会長大会実行運動計画」

の4件が提案され、いずれも原案どおり承認されました。

大会終了後、衆議院第一会館へ移動し、県選出国會議員の森山衆議院議員、保岡衆議院議員、宮地衆議院議員、小里衆議院議員、野村参議院議員の5名が対応していただき、大会決議の要望活動と意見交換を行いました。意見交換では、肥料や飼料の高騰に対する支援最適化交付金の見直しについて要望し各項目について前向きな言葉をいただきました。この全国大会は、国・県・市町村レベルでの農業委員会組織が一堂に会し、今後の農業政策の推進に向け、共通認識のもと、農業・農村の現場の声を国政に反映させるため、国会議員と連携した行動として、非常に意義の高いものでありました。以上で報告を終わります。

局長 それでは、7月の調査委員を申し上げます。

7月12日、火曜日、4条・5条の調査が、畠井委員、垣内委員でございます。

同じく12日、火曜日、農振調査が、西ノ原委員、徳田委員でございます。

7月13日、水曜日、4条・5条の調査が、泊委員、高田委員でございます。

同じく13日、水曜日、3条調査が、田村委員、西元委員でございます。

7月の総会は、7月22日、金曜日の9時からこの会場で行いますので、よろしく申し上げます。

議長 他に何かないでしょうか。ないようですので、推進委員さんから本日の議事に対して伺いたいことはありませんか。

議長 無ければ、これを持ちまして令和4年度第3回鹿屋市農業委員会総会を閉会します。

局長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

( 閉 会 )